

(記載例 5)

2 0 0 0 5

(審査基準日)
令和7年11月30日
(申請書提出日)
令和8年6月15日 の場合の例

技術職員名簿

当事業年度開始日の直前1年以内に当社の技術職員となった者に○を付す。

項番
数 8 1 3 5 頁

「監理技術者資格者証」の交付番号を記入する

審査基準日時点の満年齢を記載。
※年齢の若い順から記載（推奨）

通番	氏名	生年月日	技術職員数(10名)	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○ 鹿児島 太郎	H10 年 1 月 1 日		27	8 2 0 1	2 1 4	2	0 5 2	1 4 2			30
2	桜島 花子	H4 年 6 月 6 日		33	8 2 0 1	1 3	1	1 3 1	1 3 1		第00010000001号	22
3	指宿 誠	H3 年 12 月 21 日		33	8 2 0 1	1 1 3	1	0 5 1	1 3 1		第00020000002号	
4	出水 千鶴	H3 年 12 月 2 日		33	8 2 0 1	2 1 4	2	1 3 2	1 4 2			24
5	鹿屋 航平	H2 年 12 月 1 日		35	8 2 0 5	2 7 3	2				若年技術職員(4名)	
6	霧島 隼人	H2 年 11 月 30 日		35	8 2 0 1	1 3	1	1 3 1	1 3 1		第00040000004号	22
7	川内 瑞恵	S60 年 7 月 10 日		40	8 2 0 1	1 1 3	1	0 5 1	1 3 1		第00050000005号	22
8	大隅 次郎	S58 年 2 月 22 日		42	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3 1	1 3 1		第00060000006号	
9	○ 熊毛 正	S49 年 8 月 8 日		51	8 2 0 1	1 1 3	1	0 5 1	1 3 1		第00070000007号	
10	大島 善吉	S36 年 12 月 10 日		63	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3 1	1 3 1		第00080000008号	
11												
12												
13												
14												
15												
16												

満年齢が上がるのは誕生日の前日である（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）ため、**35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が、若年技術職員に該当しません。**

審査基準日には35歳に達しているのに、**若年技術職員に該当しません。**

有資格区分コード 「技術職員の有資格・対応業種コード及び経費配点一覧表」を参照の上、記入

○技術職員1人につき2業種まで申請できる（2業種の考え方）

- 1つの資格から2業種を選択する場合
(例1) 1級土木施工管理技士→土木工事業、とび・土工工事業
この場合、同じ有資格区分コードを2か所に記入する
- 2つの資格から1業種ずつ選択する場合
(例2) 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士
→ 土木工事業、建築工事業
※2つの資格で1業種を選択することはできません。
例：1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士
→ とび・土工工事業

【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】
若年技術職員4名 ÷ 技術職員数10名 = 40% > 15% .. 該当

【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】
新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員数10名 = 10% > 1% .. 該当

○「講習受講」欄について
申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する（空欄はありません）

- 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
- 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- 法第26条の4から法第26条の6までの規定による講習を、受講しており、監理技術者修了証の講習修了した日が審査基準日より前の日付かつ、審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること
上記①であることの証明となる資格者証等に加え、監理技術者資格者証の両面写し、監理技術者講習修了証の写しで確認。

○技術職員について
次のいずれかの技術職員のみが対象となります。

- 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者
- 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けている者

○常勤の考え方

- 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう常勤の技術職員には該当しない。
- 「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものであるため、該当しない。
- 他の従業員が25日間の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日間の勤務だけでよいというものは、「常勤」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間の勤務だけでよいというものは「常勤」の要件に欠けると考えられる。

○「CPD単位取得数」欄について
技術職員名簿に記載された者の中で、審査基準日から1年以内に取得したCPDの単位取得数を記載すること。
* CPD単位取得数 = CPD単位数 ÷ [CPD認定団体毎の数値(注)] × 30
(ただし、算入できるCPD単位取得数は一人あたり30単位を上限とする。)
(注) CPD認定団体毎の数値は記載例19を参照すること。

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

技術職員名簿の記載方法について

○ 2業種の考え方

評価対象（専任技術者資格として認められているもの）となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができます。

（例） 1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の評価方法について

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
	1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
	1級電気工事施工管理技士								◎																					

2業種選択の例	例1	◎				◎																								
	例2	◎	◎																											

例1）1つの資格（1級土木施工管理技士）で2業種（土木、とび）を選択する場合

例2）2つの資格（1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士）から1業種ずつ（土木、建築）を選択する場合

○ 技術者の評価について

1級技術者が、講習修了日が審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれている監理技術者講習修了証を保有している場合は、6点評価します。

なお、2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行ないません。

	1 級技術者		監理技術 者補佐	レベル 4 の建設技 能者	1 級技術 者以外の 基幹技能 者	レベル 3 の建設技 能者	2 級技術者 又は 1 級技 能士	その他
	監理技術者資格者証保有 かつ 審査基準日以前（審査基 準日を含む）5 年以内に 監理技術者講習受講	1 級技術 者であつ て左以外 の者						
点数	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点			1 点

※監理技術者補佐とは、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者、又は監理技術者となる資格を有する者。

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況											
建設業退職金共済制度加入の有無	4	1	3	[1. 有、2. 無]	「1. 有」の場合は、建退共の履行証明書を添付する。						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	2	3	[1. 有、2. 無]							
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	3	3	[1. 有、2. 無]							
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	4	3	[1. 該当、2. 非該当]	<table border="1"> <tr> <th>技術職員数 (A)</th> <th>若年技術職員数 (B)</th> <th>若年技術職員の割合 (B/A)</th> </tr> <tr> <td>10 (人)</td> <td>4 (人)</td> <td>40 (%)</td> </tr> </table>	技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)	10 (人)	4 (人)	40 (%)
技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)									
10 (人)	4 (人)	40 (%)									
新規若年技術職員の育成及び確保	4	5	3	[1. 該当、2. 非該当]	<table border="1"> <tr> <th>技術者数</th> <th>新規若年技術職員数 (C)</th> <th>新規若年技術職員の割合 (C/A)</th> </tr> <tr> <td>1 (人)</td> <td>10 (%)</td> <td></td> </tr> </table>	技術者数	新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)	1 (人)	10 (%)	
技術者数	新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)									
1 (人)	10 (%)										
CPD単位取得数	4	6	3	[1. 該当、2. 非該当]	「技術者数」に記載した人数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPD単位数を記載する。						
技能レベル向上者数	4	7	3	[1. 該当、2. 非該当]	「技術者数」に記載した人数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに向上(レベル1から2等)した技能者の数を記載する。						
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4	8	3	[1. 認定、2. 非認定]	「別紙2 技術職員名簿」に記載した技術職員数と様式第4号に記載した技術職員数の合計と一致する。						
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4	9	3	[1. 認定、2. 非認定]	「別紙2 技術職員名簿」に記載した技術職員数と様式第4号に記載した技術職員数の合計と一致する。						
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	0	3	[1. 認定、2. 非認定]	「別紙2 技術職員名簿」に記載した技術職員数と様式第4号に記載した技術職員数の合計と一致する。						
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	1	3	[1. 全ての建設工事で実施、2. 全ての公共工事で実施、3. 一部の建設工事で実施]	審査基準日以前3年のうちに工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳の作業員名簿に記載の建設工事に従事する者の数から、建設工事の施工の管理のみに従事した者(監理技術者や主任技術者として管理のみに従事する者)の数を除いた人数を記載する。 ※レベル向上者がいない場合、様式第5号の添付は不要						
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	5	2	3	[1. 有、2. 無]	審査基準日の3年前の日以前にレベル4と判定された者の数を記載する。						
建設業の営業継続の状況											
営業年数	5	3	3	[1. 有、2. 無]	許可を受けてから営業していた年数を記入する。(休業等の期間を除く。)						
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	4	3	[1. 有、2. 無]	休業、廃業、許可切れの期間を記入する。						
防災活動への貢献の状況											
防災協定の締結の有無	5	5	3	[1. 有、2. 無]	事業譲渡、合併、組織変更等を具体的に記入する。						
法令遵守の状況											
営業停止処分の有無	5	6	3	[1. 有、2. 無]	審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。 「行政指導」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない。						
指示処分の有無	5	7	3	[1. 有、2. 無]	以下の区分により記入する。(審査基準日時点) 「1」会計監査人を設置を行っている場合 (監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点) 「2」会計参与の設置を行っている場合 (会計参与報告書が作成されている場合に加点) 「3」下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合 ① 国土交通大臣が定める講習を受講した公認会計士又は税理士 ② 1級登録経理試験に過去5年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去5年以内に登録経理講習を受講した者 ③ 公認会計士又は税理士であって、資格取得日の属する年度の開始の日から起算して1年を経過しない者 「4」上記以外						
建設業の経理の状況											
監査の受審状況	5	8	3	[1. 有、2. 無]	項番58の①、②、③に該当する者を記載する。						
公認会計士等の数	5	9	3	[1. 有、2. 無]	1. 会計監査 2. 経理処理						
二級登録経理試験合格者等の数	6	0	3	[1. 有、2. 無]	2級登録経理試験に過去5年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去5年以内に登録経理講習を受講した者の数を記入する。						
研究開発の状況											
研究開発費 (2期平均)	6	1	3	[1. 有、2. 無]	項番58「監査の受審状況」において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。						
建設機械の保有状況											
建設機械の所有及びリース台数	6	2	3	[1. 有、2. 無]	自ら所有又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る)により使用する建設機械の台数の合計を記入する。(最大15台まで加点) 【添付資料】 ①建設機械の保有状況、ISO等の取得状況一覧表 ②販売契約書の写し(2回目以降、同一の建設機械を申請する場合は添付不要)又はリース契約書の写し(毎回添付) ③特定自主点検記録表等の写し又は車検査証の写し ④カタログ等当該建設機械の全体像及び型式が確認できるもの(ダンプ車及び2回目以降、同一の建設機械を申請する場合は添付不要)を添付する。						
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況											
エコアクション21の認証の有無	6	3	3	[1. 有、2. 無]	エコアクション21、ISO9001、ISO14001を審査基準日時点で取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を記入する。取得している場合は、認証登録証明書等を添付する。 ※以下の場合には対象外 ・認証範囲に建設業が含まれていない ・建設業法上の全ての営業所が認証書等の関連事務所に含まれていない						
ISO9001の登録の有無	6	4	3	[1. 有、2. 無]							
ISO14001の登録の有無	6	5	3	[1. 有、2. 無]							

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば☐ ☐ ☐ ☐のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ ☐「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ ☐「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 ☐ ☐ ☐ ☐「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ ☐「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 ☐ ☐ ☐ ☐「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 ☐ ☐ ☐ ☐「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 ☐ ☐ ☐ ☐「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この8において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 ☐ ☐ ☐ ☐「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 ☐ ☐ ☐ ☐「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 ☐ ☐ ☐ ☐「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 ☐ ☐ ☐ ☐「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 13 ☐ ☐ ☐ ☐「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自

主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。

- 14 **5** **3**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 **5** **4**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **5** **5**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 **5** **6**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **5** **9**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 21 **6** **0**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 22 **6** **1**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 23 **6** **2**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同令第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 25 **6** **4**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **6** **5**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。